

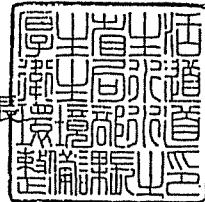
衛水第256号  
平成2年11月1日



各都道府県  
水道行政担当部(局)長 殿

厚生省生活衛生局

水道環境部水道整備課長



### 水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について

今般「老朽管更新事業費」の新設に伴い、交付要綱が改正され、平成2年10月31日厚生省生衛第712号により厚生事務次官より通知したところであるが、平成2年度以降の国庫補助の採択に当たっては、下記により行うこととしたので御了知ありたい。

なお、貴管下関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対しては、貴職から通知されたい。

#### 記

##### 1. 補助の目的

水道管路からの漏水や管路の折損事故等に対処するため、老朽度の高い石綿セメント管の更新事業に対してその実施に要する費用の一部を補助し、老朽管の更新を推進することにより水道管路の質の向上を図ることを目的とする。

## 2.補助採択基準

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第1中の厚生大臣が認める老朽度の高い石綿セメント管の更新事業とは、当分の間、財団法人水道管路技術センター（以下、「管路センター」という。）発行の「水道用石綿セメント管診断マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に従って行われた診断結果が老朽度ランクI若しくはIIに該当する石綿セメント管の更新事業であること。

## 3.管路診断の方法

管路診断の実施に当たっては、診断区間の設定、管体診断法による診断のための代表区間の設定が重要な要素であるので、前述マニュアルに従い、十分慎重に行う必要があること。このため管路診断を委託する場合には、管路センター等管路診断に深い知識を有している団体等に委託することが望ましいこと。

## 4.石綿セメント管路更新計画の作成

石綿セメント管の更新を合理的、計画的に進めるために、石綿セメント管路更新計画を作成すること。この更新計画には、給水区域全体の石綿セメント管の現状、更新の基本方針、更新対象管路の位置を示す図面等を記載すること。

なお、この段階で全ての石綿セメント管について診断を終了している必要はない。

## 5.石綿セメント管の取扱い

管路診断及び更新のための石綿セメント管の取出し、運搬、廃棄処分に当たっては、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定を尊守すること。